

## 平成21年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成21年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

### 1 指摘事項

○補助金に係る適切な事務処理および財務内容の健全性の確保について  
認証保育所Aの監査において下記の事実を確認した。

(1) 園児の送迎のため車両を常時使用している事実が確認できる書類が見当たらず、補助対象となる認証保育所の運営業務と認められない。

ア 車のローン

イ 自動車税

(2) 第17期決算報告書(平成19年9月1日から平成20年8月31日まで)によると、販売費及び一般管理費として出向料を支出しているが、履行状況が確認できる書類が見当たらなかった。

(3) 源泉徴収義務者である当該法人は、預り金として職員の給与から差し引いた源泉所得税は、原則として給与を実際に支払った翌月の10日までに国に納付しなければならない。

ところが、第17期決算報告書によると、平成16年1月分から平成19年4月分までの源泉所得税の預り金があった。

(4) 第17期決算報告書の損益計算書によると、当期純損失金額があり、貸借対照表(平成20年8月31日現在)によると、資産に対して負債が大幅に上回り債務超過状態にある。

当該法人の補助金関係書類においては、内容が不明確なものや整理が不十分なものが多く見受けられた。区においては、関係法令、補助金交付要綱や会計諸規程に則った適切な事務処理を行うよう指導されたい。

また、東京都認証保育所事業実施要綱5(4)には、設置者の要件として「財務内容が適正であること」とある。この「財務内容が適正であること」に当てはまらないこととして、同実施細目5(3)イに「直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。」とある。

当該法人の財務内容は、累積赤字が増加しており当初の収支計画と乖離した債務超過の状態にあり、厳しい経営状況となっている。区においては、認証保育所の機能低下を招かないよう、財務内容の改善に向けて適切に指導されたい。

## 2 講じた措置

- (1) 園児の緊急時における送迎のため、やむを得ず自己所有車を使用したとはいえ、自己所有車に係る経費は補助金の対象とならないことを強く指導いたしました。
- (2) 販売費及び一般管理費として支出している出向料に限らず、履行内容と履行状況が明確に分かるように、関係法令、補助金交付要綱や会計諸規程に則った適切な事務処理を行うよう強く指導いたしました。
- (3) 平成16年1月分から平成19年4月分までの源泉所得税の預り金につきましては、現在分割納付を行っていること、直近の分については適正に納付していることを確認するとともに、改めて速やかに納付するように強く指導いたしました。
- (4) 今後、できるだけ速やかに債務超過状態を解消すべく対応を図るよう強く指導いたしました。

以上を踏まえて、設置者に対し、公金を原資とする補助金に基づく適正な運営管理と財務内容の改善に全力を尽くすことを改めて強く要請するとともに、今後、改善が図られない場合には、認証保育所として支援できないことを厳に通告いたしました。